

北海道森林管理局分収育林評価委員会運営要領

(目的)

第一条 この準則は、北海道森林管理局長が、分収育林契約に定められた費用負担者の持分の買受け金額の決定に際し、意見を聴取するために設置する北海道森林管理局分収育林評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第二条 委員会は、北海道森林管理局長が諮問した持分の買受け予定価額の案について審議し、北海道森林管理局長に対し、意見を述べるものとする。

(委員会の委員及び任期等)

第三条 委員会の委員の数は3人とし、北海道森林管理局長は、中立かつ公正の立場を堅持できる弁護士、不動産鑑定士、技術士（森林部門）をそれぞれ1人委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第五条 委員会は、北海道森林管理局長の諮問に応じ、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は、北海道森林管理局長が招集する。

(議事)

第六条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(会議の公開)

第七条 会議は、非公開とし、議事概要はこれに公表する。

(委員の秘密保持義務)

第八条 委員又は委員であった者は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の除斥)

第九条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係ある事案については、第六条の議事には加わることができない。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、北海道森林管理局森林整備第一課において処理する。

(雑則)

第十一条 議事の手続きその他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。